

学校いじめ防止基本方針

橋本市立紀見東中学校

1 はじめに

2 いじめの定義

3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

(2) いじめの態様

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

(2) 未然防止

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

イ 生徒会活動等の活性化

ウ 生徒の人権意識の向上

エ 授業づくりの改善と工夫

オ 開かれた学校づくり

カ インターネット上のいじめの防止

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

イ 早期対応

ウ 関係機関との連携

エ インターネット上のいじめへの対応

(4) 教職員の資質能力の向上

(5) 家庭・地域との連携

(6) 継続的な指導・支援

(7) 取組内容の点検・評価

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

6 年間計画

1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第二条】

資料 1

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- (1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- (3) 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- (4) インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

【暴力を伴うもの】

- ア 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- イ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

【暴力を伴わないもの】

- ア 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 金品をたかられる
- エ 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- オ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ問題対策委員会を設置する。

イ いじめ問題対策委員会の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談部長、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員
(場合によっては、橋本市教育相談センター長・指導員や学校医を含む。)

ウ いじめ問題対策委員会は次のような役割を担う。

(ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

ウ 生徒会活動等の活性化

特別活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に

移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させる。そして生徒にわかる喜びやできる実感を与えられるよう、すべての教員が年に1回以上の公開授業を実施し日頃から教材研究や授業研究を行うなどの指導方法の工夫・改善に努める。また、個々に応じた習熟度別学習や個別学習、補充学習などを取り入れ、基礎学力の向上を図ると共に、生徒が自分で主体的に学ぼうとする態度を育てる。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等と呼びかける。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

学校生活アンケート(いじめアンケート)〔資料2〕を6月、11月、2月に実施する。また、携帯電話やインターネットに関するアンケート〔資料3〕も学年の実態に応じて実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境の確保に努める。実施方法としては、「無記名」で実施したり、回答の時間を十分にとったりする。また、回収する際にも、アンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたり、学級担任に直接提出させるなどの配慮を行う。

学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに教頭・校長に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート、自主勉強ノート等、教職員と生徒の間で交わされるものも活用していく。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

（ア）安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

（イ）事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。また、その際、聞き取ったことを記録として残しておく。

〔資料４〕

（ウ）指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

（エ）情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合〔資料５〕は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察（橋本警察署 生活安全課）に相談し、適切な対応をとる。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」〔資料６〕に基づいて適時適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用したり、外部講師を招聘したりするなどして校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。

さらに、学校便り・学年通信の配布や地域共育コミュニティーなどの活動などを通じて校内の生徒の様子や活躍を知ってもらい、校外での生徒の様子を見守ってもらえるような関係づくりに努める。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ問題対策委員会やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等については、具体的な取組状況や達成状況を教職員全体で共通理解や現状把握をしておくことが大切である。そのために、「いじめ問題への取組について」のチェックポイント〔資料7〕を定期的に行い、日頃の教職員の取組の工夫・改善に役立てる。

そして学校評価等を利用して取組の達成の具合を確認するとともに、いじめ問題対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図〔資料8〕をもとに、直ちに適切な対処を行う。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条】

資料1

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を負った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

6 年間計画

月	項 目	内 容
4	教育相談部会 いじめ防止取組計画と組織	生徒理解 年間活動計画
5	教育相談部会 懇談週間	生徒理解 情報収集
6	教育相談部会 学校生活アンケート	生徒理解 アンケート集計結果分析
7	教育相談部会 いじめ問題対策委員会	生徒理解 情報交換
8	教育相談部会 現職教育	生徒理解 研修
9	教育相談部会 懇談週間	生徒理解 情報収集
10	教育相談部会 現職教育	生徒理解 研修
11	教育相談部会 学校生活アンケート	生徒理解 アンケート集計結果分析
12	教育相談部会 いじめ問題対策委員会	生徒理解 情報交換
1	教育相談部会	生徒理解
2	教育相談部会 学校生活アンケート	生徒理解 アンケート集計結果分析
3	いじめ問題対策委員会 今年度の総括と次年度の計画	生徒理解 今年度の総括と次年度の計画

※ 教育相談部会を月1回開催し、気になる生徒の情報交換の場とする。

※ 5月および9月に懇談週間を設定し、全生徒の個人面談を実施する。

※ 6月、11月および2月に学校生活アンケートを実施する。

資料関係

- 【資料１】 いじめ防止対策推進法
- 【資料２】 学校生活アンケート（いじめアンケート）
- 【資料３】 携帯電話やインターネットに関するアンケート
- 【資料４】 いじめ事案確認シート
- 【資料５】 いじめの態様と刑罰法規及び事例
- 【資料６】 きのくに学校警察相互連絡制度
- 【資料７】 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント
- 【資料８】 重大事態対応フロー図（学校用）

目次

- 第一章 総則（第一条―第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条―第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条―第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に

行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよ

う、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校生活アンケート

資料2

年 組 番 名前 ()

1 今、自分にとってクラスの様子はどうですか。ア～エの中から選び、□に書いてください。

☐

- ア おもしろい・楽しい・居心地が良いなど良い雰囲気。→ (1) へ
イ どちらかというとおもしろい・楽しい・居心地が良い。→ (1) へ
ウ どちらかというとおもしろくない・楽しくない・居心地が良くない。→ (2) へ
エ おもしろくない・楽しくない・居心地が悪いなど悪い雰囲気。→ (2) へ

(1) ア・イと回答した人 自分がそう思う、良い雰囲気を作っている要因は何だと思いますか。
思いつくものをどんなことでも、いくつでも書いてください。

(2) ウ・エと回答した人 自分がそう思う、悪い雰囲気を作っている要因は何だと思いますか。
思いつくものをどんなことでも、いくつでも書いてください。

2 ほかに何かクラスのことについて感じることなどあれば書いてください。

3 夏休み以降、学校で嫌なこと、あるいは嫌だと感じることがありましたか。「ア」または「イ」のどちらかを選び、□に書いてください。

☐

- ア あった→ (1) へ ・ イ ない→ (2) へ

(1) ア「あった」と回答した人 いつ、どんなことがありましたか。今、どうなっていますか。

(2) イ「ない」と回答した人 自分なら学校でどんなことがあると嫌だと感じますか。記号に○をつけてください。(いくつでも選択可)

ア からかわれたりする イ 言いがかりをつけられる ウ 仲間はずれにされる
エ 無視される オ 笑われたり、叱られたりすることを無理矢理させられる
カ 勝手に自分のものをさわられる(使われる) キ 机やノート、教科書に落書きされる
ク 持ち物を隠される ケ 殴られたり、けられたりする コ お金や品物を要求される
サ ネット上に悪口を書かれる シ その他(自由に書いてください)

4 夏休み以降、学校で上記ア～サで書かれているような嫌な思い、あるいは嫌だろうなあという思いをしている友達はいますか。「ア」または「イ」のどちらかを選び、□に書いてください。

☐

ア いる ・ イ いない

(1) アと回答した人 どんな様子(いつ、どこで、だれが)を見聞きしましたか。書ける範囲でいいです。

5 もしクラスでいじめがあれば(あるのを知ったら)、どのようにしますか。

6 そのほか何か知っておいてほしいことがあれば書いてください。

7 以下の質問に○か×で答えてください。

() 本年度に入りネット上に、自分に関する良くないことを書かれたことがありますか。

() 本校生徒の「ネット上のいじめ」を見たり聞いたりしたことがありますか。

() いじめについて相談できる「いじめ問題対策委員会」が学校にあることを知っていますか。

8 また、後日先生から声をかけて欲しい場合はアを、必要ない場合はイを□に書いてください。

☐

橋本市立小・中学校 携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するアンケート

中学校 年 男・女

問1 携帯電話・スマートフォンを持っていますか。
(家族のものでも自分が使えるものであれば「持っている」と教えてください)

- ア 持っている(問2へ) イ 持っていない(問3へ)

問2 持っている携帯電話・スマートフォンの種類や設定についてたずねます。

(1) 普段使っている携帯電話・スマートフォンの種類はどのようなものですか。

- ア 機能限定の携帯電話・子供用携帯電話
イ スマートフォン
ウ 普通の携帯電話

(2) 普段使っている携帯電話・スマートフォンにフィルタリングは設定されていますか。

- ア 設定されている
イ 設定されていない
ウ わからない

(3) 普段使っている携帯電話・スマートフォンは自分専用ですか。

- ア 自分専用である イ 自分専用でない(問3へ)

(4) 携帯電話・スマートフォンを初めて持った(買ってもらった)のはいつですか。

- | | |
|----------|----------|
| ア 小学校入学前 | カ 小学校5年生 |
| イ 小学校1年生 | キ 小学校6年生 |
| ウ 小学校2年生 | ク 中学校1年生 |
| エ 小学校3年生 | ケ 中学校2年生 |
| オ 小学校4年生 | コ 中学校3年生 |

問3 携帯電話・スマートフォン、パソコン以外にインターネットに接続できる機器を持っていますか。

- ア ある(下の①～④の端末からあてはまるものをすべて)

- ① ゲーム機
② 音楽再生プレーヤー
③ タブレット
④ その他

- イ ない(問1でアと答えた人は問4へ、問1でイと答えた人は問8へ)

問4 通話以外で、携帯電話・スマートフォン、ゲーム機などの携帯端末をどのような目的で使っていますか。当てはまるものすべてを教えてください。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ア LINE | ク 興味あるサイトへアクセス |
| イ Facebook | ケ ゲーム |
| ウ Twitter | コ メール |
| エ mixi | サ 勉強 |
| オ You Tubeなどの動画サイトの視聴 | シ Tik Tok |
| カ 電子書籍(コミックも含む) | ス Instagram |
| キ 情報検索 | セ その他 |

問5 携帯電話・スマートフォン、ゲーム機などの携帯端末で1日にどれくらいネットを利用していますか。

(1)平日

- ア 1時間以内
- イ 2時間以内
- ウ 3時間以内
- エ 4時間以内
- オ 5時間以内
- カ 5時間以上

(2)土日や祝日、夏休みなど長期休業中

- ア 1時間以内
- イ 2時間以内
- ウ 3時間以内
- エ 4時間以内
- オ 5時間以内
- カ 5時間以上

問6 ネット上で、いやな思いをさせられたことがありますか。

- | | |
|------|-----------|
| ア ある | イ ない(問8へ) |
|------|-----------|

問7 どんないやな思いをしましたか。(該当するものすべてを選んでください。)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ア ネット上で悪口を書かれた | エ 自分の望まない画像や情報を流された |
| イ LINEグループ等で仲間はずれにされ | オ 脅迫を受けた |
| ウ 迷惑メールが来て困った | カ その他 |

問8 「橋本市子どもスマホ宣言」を知っていますか。

- | | | |
|---------|-------------------|--------|
| ア 知っている | イ 知っているが内容は覚えていない | ウ 知らない |
|---------|-------------------|--------|

問9 夜9時以降、ネットへつないだり、友だちと通信するのをやめていますか。

- | | |
|---------|----------|
| ア やめている | イ やめていない |
|---------|----------|

問10 夜10時に携帯端末の電源を切っていますか。

- | | |
|---------|----------|
| ア 切っている | イ 切っていない |
|---------|----------|

問11 お家に携帯端末を使う上でのルールがありますか。

- | | |
|------|------|
| ア ある | イ ない |
|------|------|

【 年 組 番 氏名 】

いじめ事案確認シート

いつ どこで だれが 直接加わった人 周りで見ていた人 止めようとした人 その他の人	できごとのあらまし
---	--

【見取図】

--

【言動の流れ】

No	相手(言ったこと・したこと)	自分(言ったこと・したこと)	自分が感じたこと・思ったこと
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

【様態1】 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。

【様態2】 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
-----------------	---

【様態3】 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいわせさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。

【様態4】 金品をたかられる。

恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
-----------------	--

【様態5】 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:教科書等の所持品を盗む。
器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例:自転車故意に破損させる。

【様態6】 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (同 231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

【様態8】 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (同 231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

【様態9】 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 (略) 2～3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例:携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。
--	--

(※)いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

学校と警察との相互連絡制度に関する協定書

和歌山県教育委員会（以下「甲」という。）及び和歌山県警察本部（以下「乙」という。）は、学校と警察の相互連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）に関し、学校と警察が連携・協力を図ることにより、21世紀をたくましく生きていく児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この制度の名称は、「きのくに学校警察相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（関係機関）

第3条 この協定において連携する関係機関（以下「関係機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び県立学校
- (2) 乙及び警察署

（連携の内容）

第4条 関係機関は、連絡制度の目的を達成するため情報を相互に交換し、必要に応じ問題行動等の解決のため協議を行い、具体的対策を講ずるものとする。

（相互連絡の対象事案）

第5条 連絡の対象事案は、目的に即して学校長、警察署長がそれぞれにおいて、相互の連絡が必要と認められるものとする。

- (1) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行や問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

イ 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

- (2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案及び身柄通告した触法事案

イ 送致、通告したく犯事案

ウ ア、イ以外の事案において、次の事由により、継続的な対応が必要と認められる事案

(ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案

(イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案

(ウ) 集団で非行・問題行動を起こした事案

(エ) 薬物等の乱用事案

(オ) 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど犯性が強い事案

エ その他特に事案の内容から、学校への連絡が必要と認められる事案

（相互連絡の範囲）

第6条 この協定に係る相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するために必要な情報とする。

（相互連絡の方法）

第7条 この協定に係る相互連絡の方法は、次のとおりとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。

- (2) 連絡責任者は、連絡担当者を指定し、本協定の目的に沿って、面接又は電話により連絡するものとする。

（秘密の保持）

第8条 相互に提供された情報については、個人情報保護の観点から、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 本制度の目的以外に使用してはならない。

- (2) 秘密保持に努めなければならない。

- (3) 連絡責任者は、これを厳守するために必要な措置を講ずる。

（配慮事項）

第9条 この協定に係る連携に当たっては、相互理解と信頼を保持するため、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 正確な連絡

相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。

- (2) 適正な処遇

対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、教育的な観点から適正な措置を講ずるものとする。

（協議）

第10条 この協定に基づく関係機関は、制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うものとする。

（経費の負担）

第11条 この協定に係る費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

（施行年月日）

第12条 この協定に基づく連絡制度は、平成17年5月1日から施行する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

資料 7

(いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 18文科初第711号)

(趣旨)

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

(チェックポイント) A⇒できている B⇒概ねできている C⇒あまりできていない D⇒まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目		A	B	C	D
1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目		A	B	C	D
4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
6	道徳、学級(ホームルーム)活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
7	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
8	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
10	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目		A	B	C	D
13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
14	児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
15	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				
16	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
17	いじめについて訴えなどがあつたとは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
19	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目		A	B	C	D
23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。				
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
25	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
26	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力